

1. はじめに

1.1 水循環とは

水循環とは、図 1-1 に示す通り、水の流れる経路や水量、水によって運ばれる物質（汚濁物質等）をまとめて捉えたものです。一つのシステムを形作っているとも捉えられるため、水循環系と称することもあります。

水循環は、地表面や水面等からの蒸発、降水、地表面や河川を流下、海への流出、地下への浸透などの自然的な水の移動から成り立っています。また、これに加えて、人間が活動するために必要な、家庭・事業所での上水道の利用、下水道への排出などの人工的な循環経路が発生します。

特に、都市域の水循環は、自然系の流れと人工系の流れが交錯し、相互に影響しあう複雑なシステムを形作っています。

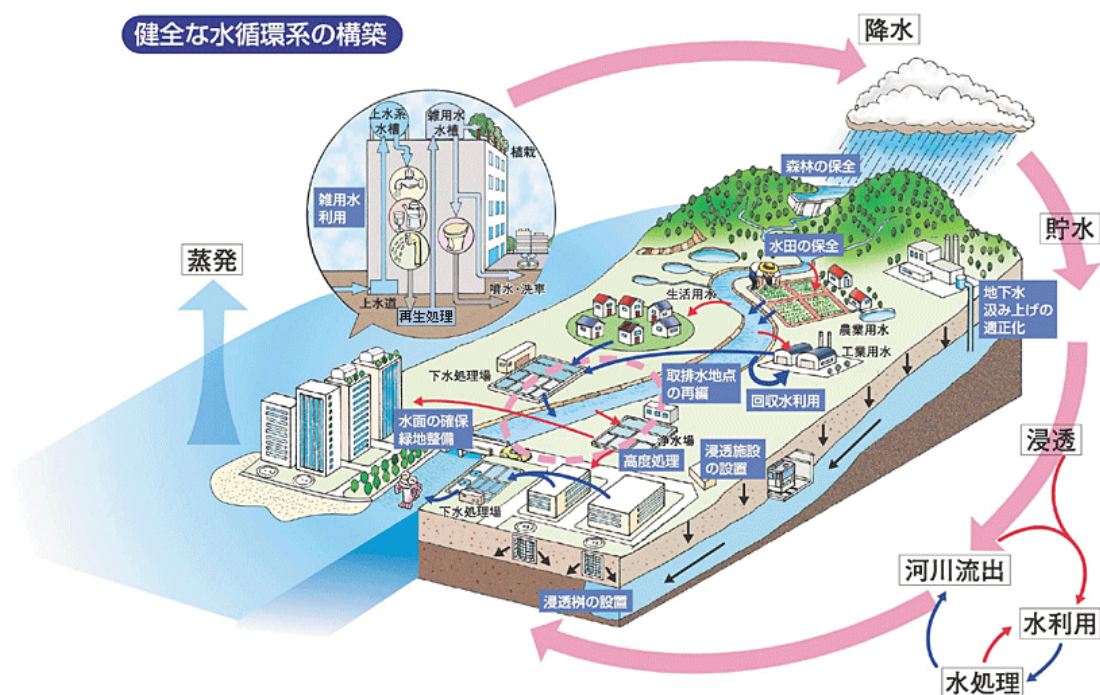


図 1-1 水循環のイメージ

1.2 水循環の健全化とは

水循環の健全化については、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会（平成 11（1999）年 10 月）」をもとに、以下の通り定義されています。

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態となるようにしていくこと。

1.3 水循環マスタープランとは

水循環マスタープランとは、水に係わる総合的な整備・保全・管理を目指すため、河川環境のみならず、都市環境などの地域特性を踏まえた水循環系の健全化に関する総合的な計画です。

前述のような水環境に関わる諸問題を解決するためには、健全な水循環系の創出が不可欠であるとの認識が広まり、各省庁でさまざまな取り組みがなされています。平成 11 年 3 月の河川審議会の答申『新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について』では、国土マネジメントに水循環の視点を取り入れ、水循環を共有する圏域ごとに関係者等からなる組織を設置し、そこで総合的な水循環マスタープランの策定等を行い、河川行政のみならず関係行政との横断的な連携をとり、流域全体で健全な水循環系の形成に取り組むべきであることが提唱されています。

■水循環再生の背景

- 人間の活動の結果、洪水時の流量の増大や、平常時流量の減少、水質の悪化等さまざまな面での問題課題の顕在化。
- 河川審議会答申（H11.3）『新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について』において、河川行政のみならず関係行政との横断的な連携による流域全体の健全な水循環系の構築が必要不可欠との方向性。



1.4 水循環に関連する近年の動向

平成 26 年度には“水循環基本法”が公布・施行され、平成 27 年度には“水循環基本計画”が閣議決定されました。また、近年の気候変動等に伴う水資源の循環の適正化に向けた取り組みの一環として、平成 26 年度には“雨水利用の推進に関する法律”も施行されています。

“水循環基本法”と“水循環基本計画”、“雨水の利用の推進に関する法律”の概要は、次頁に示す通りです。

(1) 水循環基本法

■公布日：平成 26 年 4 月 2 日

■施行日：平成 26 年 7 月 1 日

水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(出典：国立印刷局官報 本紙 6261 号)

水循環基本法	
第一章 総則	第三条 基本理念 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、 <u>健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。</u>
	第四条～第八条 国・地方公共団体・事業者・国民の責務の明確化と相互連携・協力
	第十条 水の日 国及び地方公共団体は、 <u>水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。</u>
第二章 水循環基本計画	第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 <u>水循環に関する基本的な計画(以下「水循環基本計画」という。)を定めなければならない。</u>
	第五項 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、 <u>おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。</u>
第三章 基本的施策	第十四条 貯留・涵養機能の維持及び向上
	第十五条 水の適正かつ有効な利用の促進等
	第十六条 流域連携の推進等
	第十七条 健全な水循環に関する教育の推進等 ほか
第四章 水循環政策本部	第二十二条 水循環に関する施策を <u>集中的かつ総合的に推進</u> するため、内閣に、水循環政策本部(以下「本部」という。)を置く。

図 1-2 水循環基本法の概要

(2) 水循環基本計画

■閣議決定：平成 27 年 7 月 10 日

水循環基本計画は、前頁で紹介した水循環基本法で定められる目的を達成するため、我が国の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、我が国の水循環に関する施策の基本となる計画として位置付けられる。

(出典：水循環基本計画 平成 27 年 7 月)

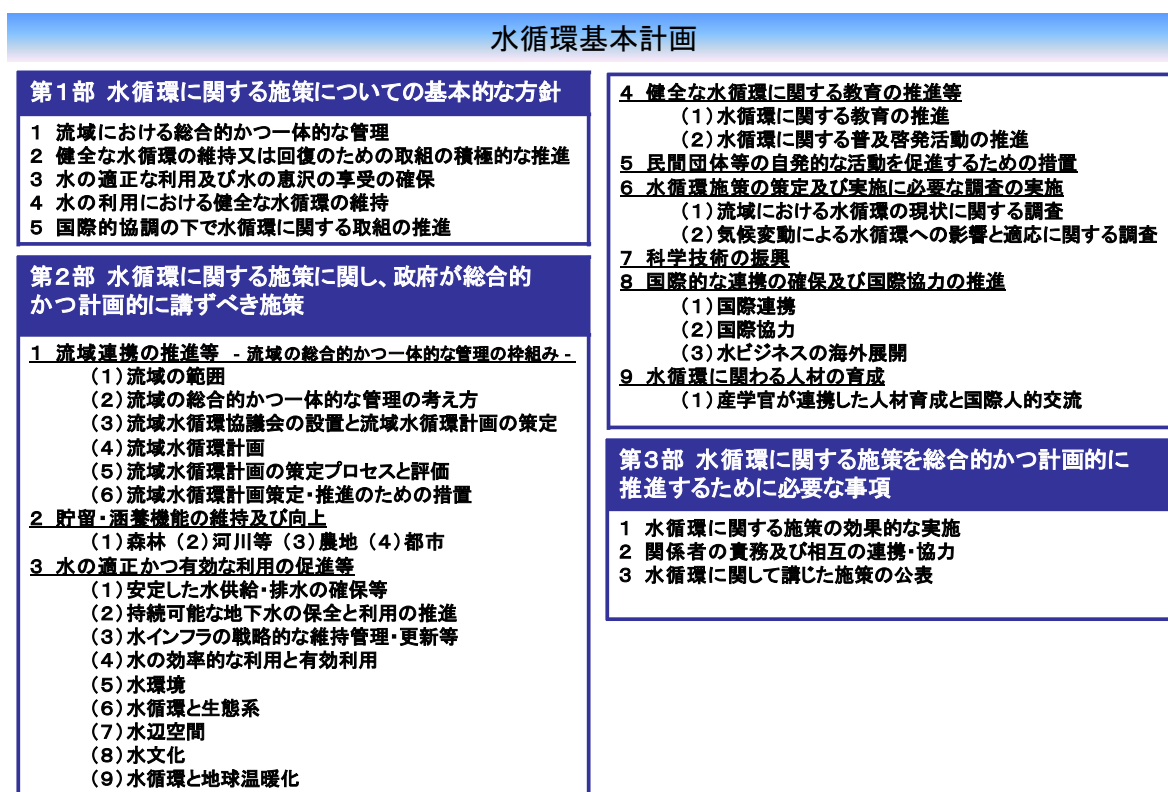


図 1-3 水循環基本計画の概要

(3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

- 地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、流域単位を基本として、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者（上流の森林から下流の沿岸域までの流域において利水・水の涵養・水環境等に関わる事業者、団体、住民等）等から構成される流域水循環協議会の設置と流域マネジメントを推進するよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、地域の実情により、渇水への対応や地下水マネジメント、水環境等、水循環に関する特定分野を扱う流域水循環協議会として設置することや水系単位の流域水循環協議会の下に特定分野を扱う又は小流域単位の部会又は分科会を設置することも可能とする。
- 流域水循環協議会は、水系単位だけでなく、その目的に応じ支川や湖沼、帯水層の広がりなど、流域の大きさにかかわらず設置できるとし、流域としては重層的な構造となることも可能とする。
- 流域水循環協議会は、水循環に関する施策を推進するため、関係者の連携及び協力の下、水循環に関する様々な情報（水量、水質、水利用、地下水の状況、環境等）を共有し、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、流域水循環計画を策定する。なお、当該計画の策定の進め方は、計画の目的や対象範囲の大きさに応じて、流域水循環協議会を構成する関係者で決定する。

図 1-4 水循環基本計画抜粋（第 2 部 1(3)）

水循環基本計画において、図 1-4 に示す通り、「地方公共団体、国等は流域水循環協議会の設置に努め、流域水循環協議会は流域水循環計画を策定する」とされています。流域水循環協議会は、地方公共団体や国、有識者、利害関係者（市民・市民団体・企業など）から構成することとなっています。

なお、新河岸川流域水循環マスタープランは、この流域水循環協議会に相当するメンバーで委員会を構成し、計画について検討しています。

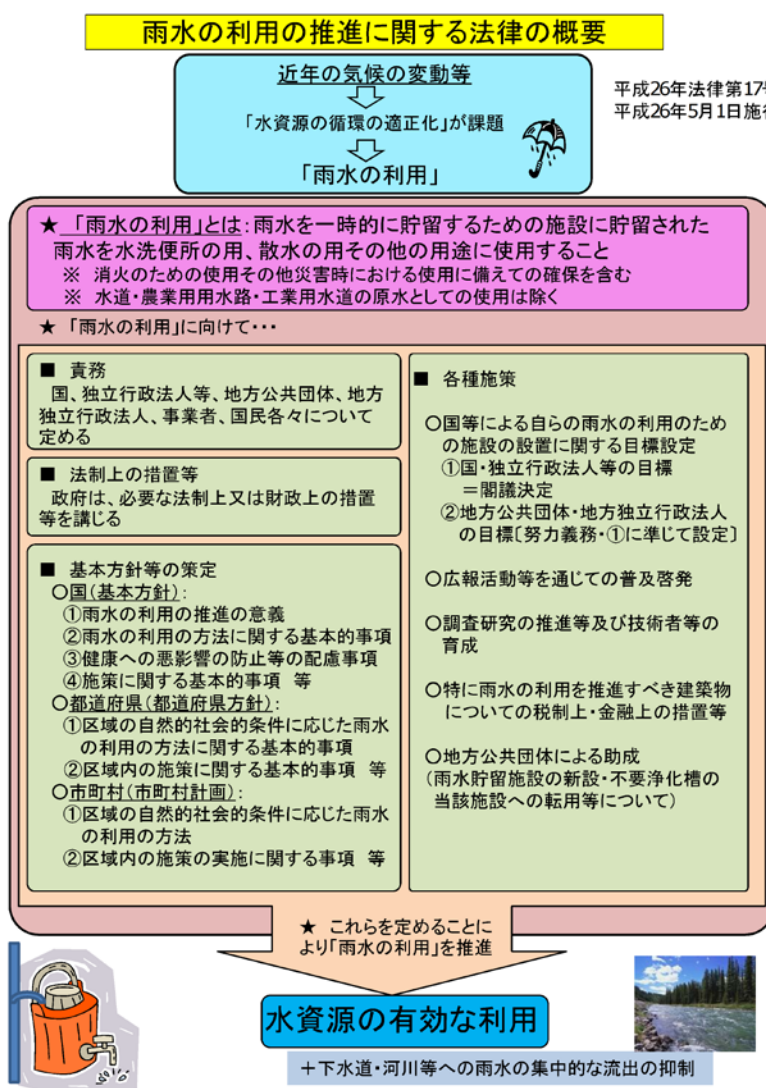
(3) 雨水の利用の推進に関する法律

■ 公布日：平成 26 年 4 月 2 日

■ 施行日：平成 26 年 5 月 1 日

この法律は、近年の気候変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的としています。

(出典：雨水の利用の推進に関する法律について)



出典：雨水の利用の推進に関する法律について

図 1-5 雨水の利用の推進に関する法律の概要

1.5 新河岸川流域水循環マスタープランの検討経緯

(1) 検討の背景

新河岸川流域では、都心より 20～30km 圏内ということもあり、首都圏のベッドタウンとして宅地化が進められ、昭和 40 年代の高度成長期には、東京の一極集中により人口が爆発的に増加しました。都市化の拡大に伴い、前述のような問題が指摘されるようになり、流域単位で健全な水循環を構築する必要が高まってきました。

このような経緯の下、新河岸川流域では、流域の総合的な整備・保全・管理を目指すため、河川環境のみならず、都市環境や熱環境などの地域特性を踏まえた水循環系の健全化に関する総合的なマスタープランを策定することとなりました。平成 10 年度には、学識経験者や関係行政、市民代表者からなる『新河岸川流域水循環マスタープラン準備会』が開催され、水循環マスタープラン策定過程全般について大枠の検討を行い、具体検討での重要な論点・課題を抽出するとともに、関係者の共通認識を深めていきました。

(2) パイロットプランとしての柳瀬川流域水循環マスタープラン

水循環マスタープランは、当時としては新しい取り組みであり、計画策定は様々な点で手探りの状態であったため、一次支川である柳瀬川流域を取り上げ、先行して計画作成を行うこととなりました。柳瀬川流域水循環マスタープランの作成は、新河岸川流域全体への展開を見据え、以下の 3 点が念頭に置かれました。

- ① 柳瀬川流域の特性を反映した計画作成
- ② 計画作成過程でのさまざまなノウハウの蓄積
- ③ 他支川流域での検討や新河岸川全体のとりまとめにおけるノウハウの反映

平成 12 年度より開始された検討は 5 年を要し、平成 17 年度に柳瀬川流域水循環マスタープランが、その 4 年後の平成 21 年度には柳瀬川流域水循環アクションプランがそれぞれ策定されました。



図 1-6 柳瀬川流域水循環マスタープラン・アクションプラン

(3) 柳瀬川流域水循環マスタープラン・アクションプランの検討レビュー

柳瀬川流域水循環アクションプラン策定後は、計画の進捗状況についてモニタリングを継続してきました。柳瀬川流域でパイロットプランとして得られた成果と課題は以下に示す通りです。

1) 柳瀬川流域での計画推進における成果事例

① 行政の取り組みでの成功事例

- 民有緑地や保存樹林、生産緑地などは減少傾向にありますが、行政による緑地の公有地化は着実に進められてきています（表 1-1 参照）。

表 1-1 緑地公有化面積の状況

自治体名	アクションプラン策定時 (ha)	H28 年度末時点 (ha)
武蔵村山市	7.4	8.6
東大和市	11.3	11.6
東村山市	1.6	2.7
清瀬市	4.1	5.1
立川市	—	0.8
所沢市	18.0	26.5
新座市	3.3	4.4
三芳町	0.7	1.5
富士見市	2.0	3.4
志木市	0.7	0.7
合計	49.1	65.3

16.2ha 増

青字：アクションプラン策定後、公有地面積が増加

- 雨水貯留浸透対策は、助成制度の活用や開発指導による取組みが各自治体で継続的に取組まれてきています。アクションプラン策定後に、雨水浸透施設の設置に対して[助成制度を新たに創設](#)した自治体（東大和市、清瀬市）もあります。（表 1-2 参照）

表 1-2 雨水浸透施設の助成制度

自治体名	アクションプラン策定時	H28 年度末時点
武蔵村山市	なし	なし
東大和市	なし	雨水浸透施設補助事業
東村山市	雨水貯留施設の設置に対する補助事業	雨水浸透施設設置助成
清瀬市	なし	雨水浸透施設設置助成
立川市	—	雨水浸透施設設置補助金
所沢市	雨水浸透枅材料支給制度（材料を提供）	雨水浸透枅材料支給制度
	所沢市温暖化防止活動奨励金交付事業	所沢市スマートエネルギー推進補助金
新座市	なし	省エネルギー設備設置費補助事業（環境対策課）
		助成制度はなし（道路課）
三芳町	なし	なし
富士見市	なし	なし
志木市	雨水貯留施設の設置に対する補助事業	雨水貯留施設等補助金

助成制度が新たに創設

青字：アクションプラン策定後、助成制度が新たに創設

② 市民の取り組みでの成功事例

- 緑地・農地保全活動や雨水浸透施設の設置などが着実に進められました。（図 1-7、図 1-8 参照）
- 水循環に対する認知度・理解度も高い数値を保っています。（図 1-8 参照）

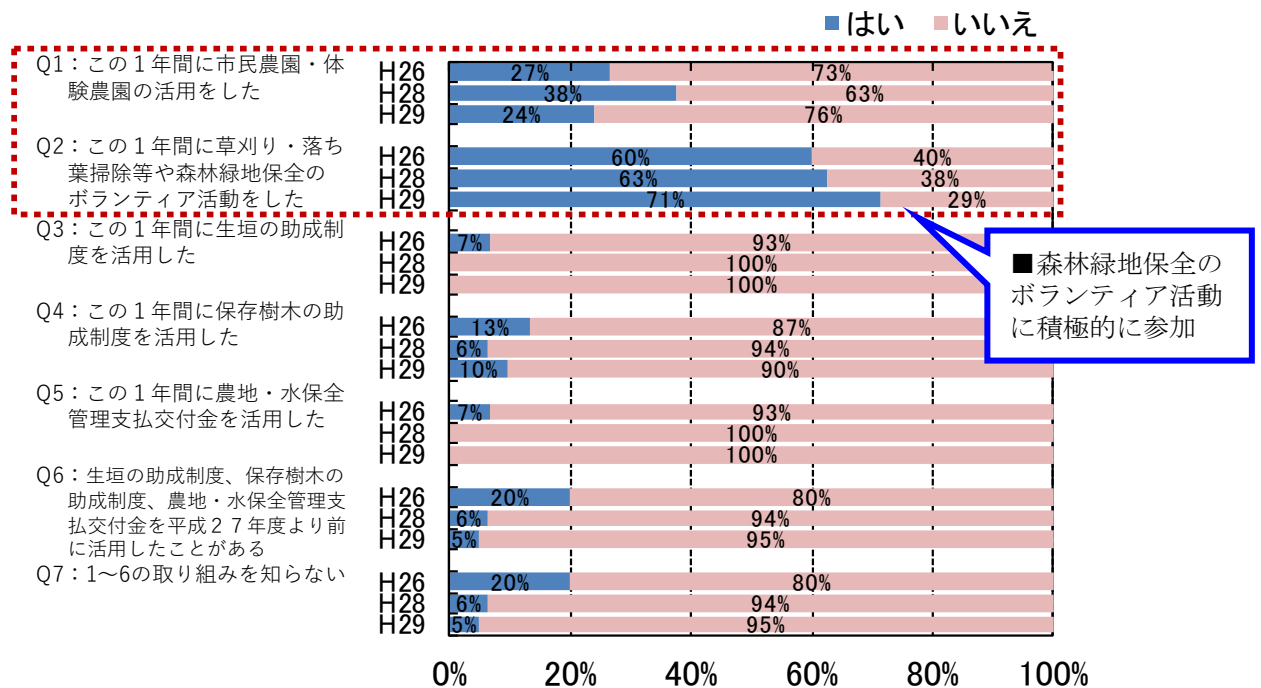


図 1-7 市民への進捗状況調査アンケート結果（緑地保全に対する取り組みに関する質問）

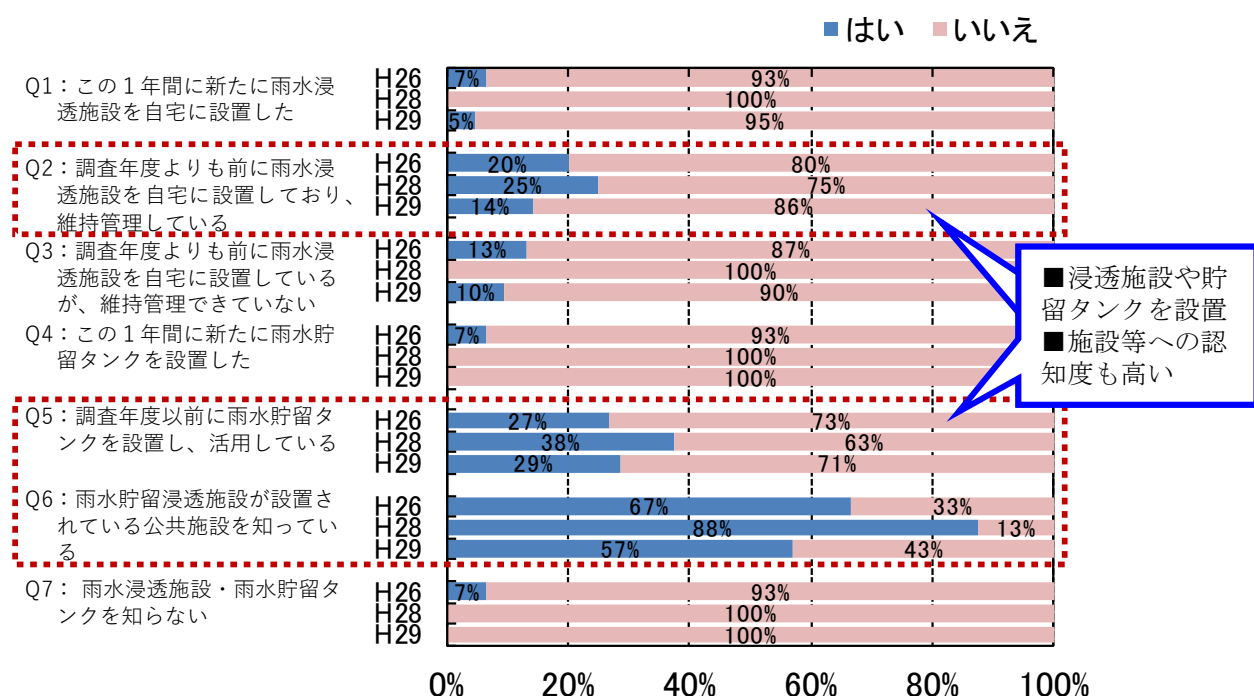


図 1-8 市民への進捗状況調査アンケート結果（雨水浸透に対する取組みに関する質問）

③ 市民団体の取り組みでの成功事例

- 緑地や河川の保全、維持管理など水循環に関わる活動が積極的に実施されました。（図 1-9、表 1-3 参照）

平成29年度の取組み

柳瀬川流域における市民団体の活動紹介

柳瀬川流域では、市民団体の方々が水環境や湧水を守るための活動を行っています。

清瀬の自然を守る会

武蔵野の雑木林が多く残る東京都清瀬市で、自然保護活動として雑木林の管理作業等のボランティア作業や自然観察会・講演会の開催、環境保護パトロールを行っています。

【H29年度活動内容（抜粋）】

- ・市民活動の紹介
- ・外来種の植物除去作業
- ・魚、水中の生きものの生息調査
- ・保全作業
- ・ゴミ清掃と枯草、樹木の整備作業 など

主な活動場所：清瀬市
ホームページ：https://kiyoseshizen.jimdo.com/
写真提供：清瀬の自然を守る会

川づくり・清瀬の会

川づくり・清瀬の会は清瀬市を中心に活動し、清瀬市の環境にあった川づくりを目指し、自治体や河川管理者と話し合いを重ねます。河畔林の創出・魚類・水質調査・外来種駆除・ゴミ拾い・環境学習などを実施しています。

【H29年度活動内容（抜粋）】

- ・水質調査手法の勉強会
- ・河川内清掃、生き物調査
- ・野草、野鳥、水鳥観察
- ・外来種駆除 など

主な活動場所：清瀬市
ホームページ：http://kawadukurikiyose.web.fc2.com/
写真提供：川づくり・清瀬の会

公益財団法人トトロのふるさと基金

狭山丘陵周辺でナショナル・トラスト活動を中心に、良好な自然環境や文化財を保全活用するために活動を行っています。

【H29年度活動内容（抜粋）】

- ・ボランティア説明会、竹林整備
- ・水田づくり
- ・田起こし、代かき、田植え
- ・田畑の草取り
- ・トトロの森下草刈り
- ・稲刈り、収穫祭 など

ホームページ：http://www.totoro.or.jp/
写真提供：公益財団法人トトロのふるさと基金

NPO法人エコシティ志木

志木市で活動している自然保護団体で、会員数も多く多彩な活動に取り組んでいます

【H29年度活動内容（抜粋）】

- ・河川敷のゴミ拾い
- ・動植物の調査
- ・柳瀬川の魚類の展示
- ・外来生物調査の志木地区を担当
- ・小学生を対象とした総合学習 など

主な活動場所：志木市・柳瀬川など
ホームページ：http://kappa-no.net/eco-shiki/
写真提供：NPO法人エコシティ志木

図 1-9 柳瀬川流域における市民団体の活動（平成 29 年度）

表 1-3 その他柳瀬川流域で活動中の団体

その他柳瀬川流域で活動中の団体	主な活動場所	備考（ホームページまたは活動概要）
東大和市 狭山緑地雑木林の会	東大和市 東大和狭山緑地内	東大和市長の東大和狭山緑地内で萌芽更新や択伐、下草刈り等の維持活動を行っています。
空堀川を考える会	東大和市	空堀川の東大和市を流れる区間でクリーンアップや水質踏査など“いい川づくり”のための活動を行っています。
NPO法人 空堀川に清流を取り戻す会	東村山市 空堀川 からほり広場	空堀川に清流を取り戻す会では、「川まつり」のメイン区間を「子どもの水辺」に登録し、この区間を自然再生のモデル区域として、河川管理者とともに環境整備をしています。また、行政からの委託を受け事業もを行っています。市民・行政と協働で毎年「川まつり」を行っています。
北川かっぱの会	東村山市	北山公園一帯の緑の保全と北川の清流復活という夢を掲げ活動しています。
清瀬ダイオキシン対策等 市民協議会	清瀬市	清瀬市内において、緑地保全を始めとする自然保護活動を行っています。
金山調節池ワークショップ	清瀬市	ビオトープの多様な生態系を保存するため、市民と行政（東京都・清瀬市）が協働して、維持管理活動を主に、生態系の調査や観察会、地域や学校の環境学習や自然保護・啓発活動などを行っています。
淵の森の会	所沢市	淵の森・八郎山の保全に際して募金活動などを行い、保全の中心的な役割を果たしました。現在では、淵の森・八郎山の維持管理活動を行っています。
所沢源流の会	所沢市	川にかかわる文化・歴史の調査、自然環境の調査、環境学習など多彩な活動を実施しています。
ふじみ環境クラブ	富士見市	「環境」をキーワードに市民が広くつながっていくことを目指して、自然環境の調査や農作業体験、緑地の維持管理などを行っています。
おたかの森トラスト	埼玉県西部	埼玉県西部の雑木林で、募金等による雑木林の購入や森の維持管理などを行っています。
柳瀬川流域ネットワーク	柳瀬川流域	柳瀬川流域ネットワークでは、柳瀬川の「いい川」づくりを目指して提案活動などを行っています。

※ アクションプラン策定にあたり、ヒアリングにご協力頂いた団体から抜粋

2) 柳瀬川流域での計画推進を踏まえた課題

前述の通り、行政、市民、市民団体の各実施主体で着実な成果が得られましたが、その一方で下記に示すような課題も指摘されました。

パイロットプランである柳瀬川流域で得られた課題については、新河岸川流域のフォローアップで改善案を実行していく必要があります。

各課題に対する反省を踏まえて、新河岸川流域での改善提案を反映しながら検討していくことが重要と考えます。新河岸川流域での、改善提案を踏まえた継続的な検討方針については、P.137の「6.2 フォローアップの具体的な取り組み」をご参照ください。

課題1：アクションプランのフォローアップ会議が年1回程度の開催

年に1回開催するフォローアップ会議では、モニタリング結果の報告と共有に留まり、改善点や対応策について議論する時間が設けられていませんでした。

【改善提案】

必要に応じた適切な回数の会議を開催し、議論時間を確保します。

課題2：会議では当該年度の取り組み結果について事務局がモニタリング結果を報告

モニタリング結果の報告が形式化され、取り組み実施者（行政、市民）による主体的なフォローアップ体制、会議形態が確保できていませんでした。

【改善提案】

取り組み実施者が主体となったフォローアップ体制を検討します。

課題3：フォローアップ会議の構成に有識者が含まれていない

マスタープランの検討会には構成員に有識者が含まれていましたが、アクションプランのフォローアップ会議には含まれていなかったため、モニタリング結果の評価や分析に際して、専門的または学術的な視点からの見解や意見が不足していました。

【改善提案】

有識者に適宜相談や意見聴取ができる体制を継続していきます。

(4) 新河岸川流域水循環マスタープランへの展開

前述の柳瀬川流域で蓄積したノウハウを踏まえ、図 1-10 に示す通り、平成 23 年度からは新河岸川流域での水循環に関する検討が始動しました。平成 23～25 年度は水循環に関する勉強会、平成 26 年度にはマスタープラン検討委員会発足に向けた準備会が開催され、平成 27 年度（平成 28 年 3 月）に新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会が発足しました。

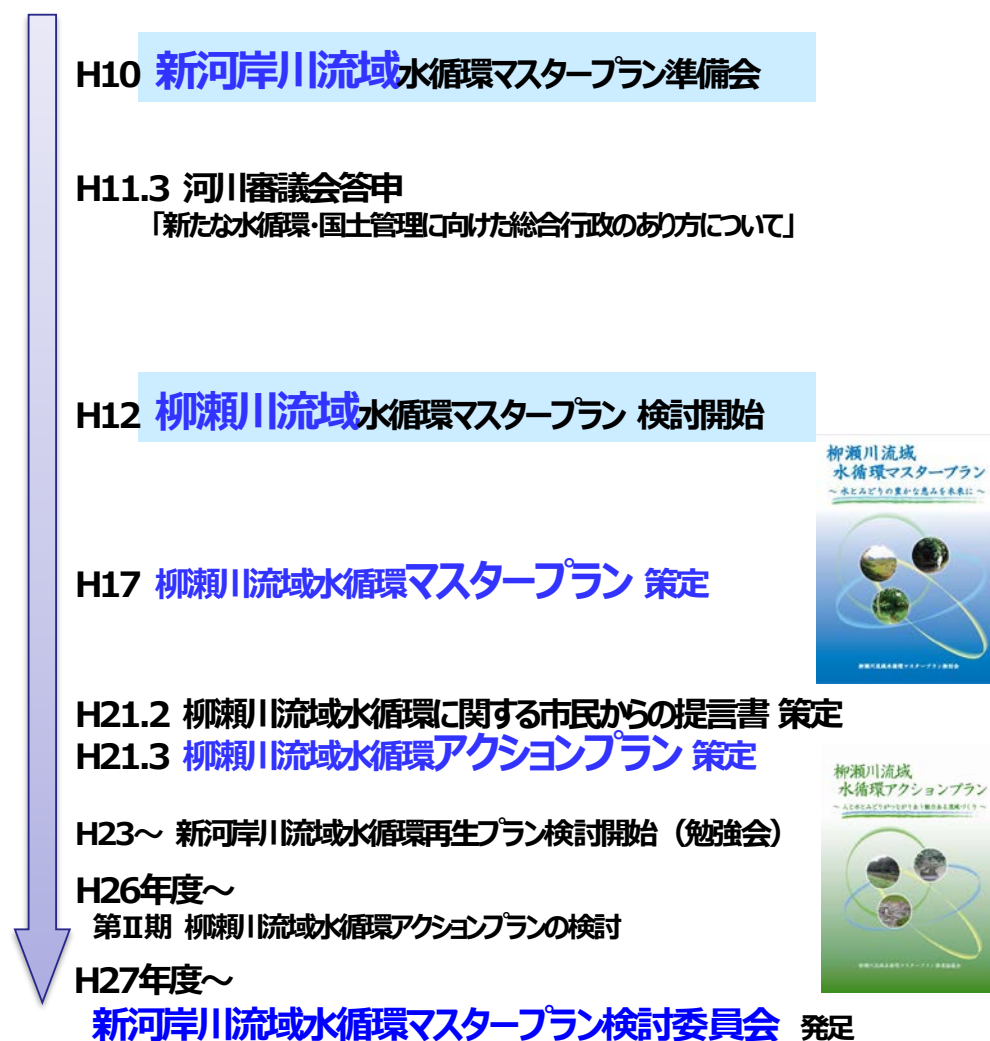


図 1-10 新河岸川流域における水循環再生推進の経緯

新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会の検討組織図を図 1-11 に示します。検討委員会は学識者、行政、市民代表の三者で構成されています。また、検討委員会の下部組織として、マスタープランの具体的な検討を実施するのが行政作業部会と、市民部会・市民懇談会です。

◎検討組織の役割

※各組織の番号は下図と対応

① 「検討委員会」

⇒ 各会議での検討結果の報告と、全体での議論・決定を行う場です。

② 「行政作業部会」

⇒ 都県・自治体から構成され、マスタープランに関する具体的な検討を行います。

③ 「市民部会」

⇒ 市民代表 5 名から構成され、検討の方向性や市民懇談会に向けた準備、及び結果の整理を行います。

④ 「市民懇談会」

⇒ 新河岸川流域川づくり連絡会、及び柳瀬川流域水循環再生市民懇談会を基本とした自由参加型組織です。市民の方々から広く意見を抽出します。

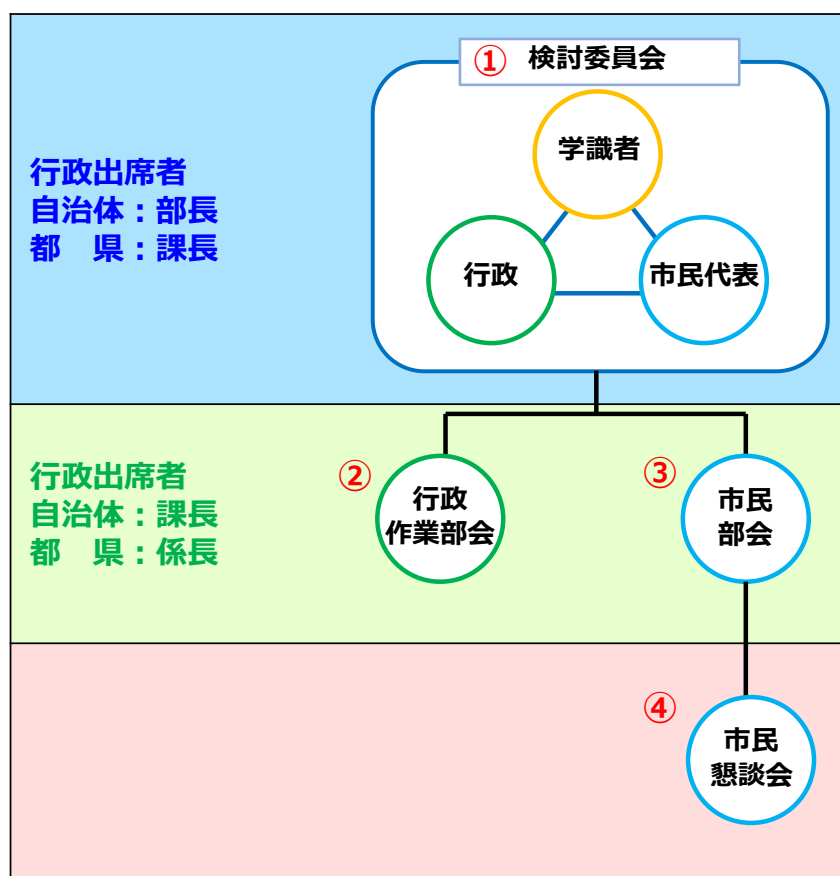


図 1-11 新河岸川流域水循環マスタープラン検討検討委員会の検討組織図

表 1-4 新河岸川流域水循環マスタープランに関する勉強会・準備会の開催実績

年度	会議名	開催日	議事概要・ディスカッションテーマ
H27	第1回 検討委員会	H28. 3. 1	■ 検討委員会の発足と規約 ■ 新河岸川流域の概要・これまでの取組み、および社会情勢等
H28	第1回 作業部会	H28. 8. 2	■ 第1回検討委員会の開催報告 ■ 各ブロックの特徴・課題に関するワークショップ
	第1回 市民懇談会	H28. 9. 27	■ 新河岸川流域水循環マスタープランに関する説明 ■ 各ブロックの特徴・課題に関するワークショップ
	第2回 検討委員会	H28. 10. 4	■ 第1回検討委員会の指摘事項への対応 ■ 各ブロックの特徴・課題に関するワークショップ結果の報告
	現地視察 ・ 意見交換	H28. 11. 13	■ 視察箇所 ①不老川の瀬切対策工区間、②寺尾調節池、 ③新河岸川本川（白山神社周辺）、④砂川堀（大井弁天の森）
	第2回 作業部会	H29. 2. 27	■ 第2回検討委員会の開催報告 ■ 各ブロックの重点テーマ ■ 新河岸川流域全体の共通テーマ
	第1回 市民部会	H29. 3. 1	■ 第2回検討委員会、第2回作業部会の開催報告 ■ 第2回市民懇談会の開催に向けた検討事項の確認
	第2回 市民懇談会	H29. 3. 13	■ 第2回検討委員会、第2回作業部会の開催報告 ■ 各ブロックの重点テーマ ■ 新河岸川流域全体の共通テーマ
H29	第3回 作業部会	H30. 1. 11	■ 今後のマスタープランの検討方針 ■ マスタープランの骨子 ■ アクションプランの検討方針
	第2回 市民部会	H30. 2. 9	■ 今後のマスタープランの検討方針 ■ 第3回市民懇談会の開催に向けた検討事項の確認
	第3回 市民懇談会	H30. 3. 12	■ 今後のマスタープランの検討方針 ■ グループ作業①：マスタープランの取り組み施策・推進方策 ■ グループ作業②：アクションプランで記載する現状と課題
	第3回 検討委員会	H30. 3. 22	■ 検討経緯振り返りとマスタープラン、アクションプランの体系案 ■ 第2回検討委員会後の作業結果報告 ■ マスタープラン（素案）、アクションプラン検討方針への諮問
H30	第4回 作業部会	H30. 8. 30	■ マスタープラン（原案）への意見聴取 ■ グループ作業：アクションプランの推進方策および市民との連携
	第3回 市民部会	H30. 9. 13	■ マスタープラン（原案）への意見聴取 ■ 第4回市民懇談会に向けた検討事項の確認
	第4回 市民懇談会	H30. 9. 25	■ マスタープラン（原案）への意見聴取 ■ グループ作業：アクションプランの推進方策および行政との連携
	第4回 検討委員会	H30. 12. 25	■ マスタープラン（案）の合意・策定 ■ アクションプランとフォローアップの検討体制

(5) 新河岸川流域水循環マスタープランと他計画の関係

図 1-12 に示す通り、「河川整備計画」は、治水・利水・環境の3つの視点から河川区域内に対する整備方針を示す計画です。また、「流域整備計画」は、治水の視点から河川区域と流域に対する整備方針を示す計画です。「水循環マスタープラン」は、水に係る総合的な整備・保全・管理を目指すため、新河岸川流域整備計画や河川整備計画、河川環境、都市環境などの地域特性を踏まえた水循環系の健全化に関する総合的な計画であり、治水・利水・環境の3つの視点から、河川区域と流域に対する整備方針を示す計画として位置づけられます。

つまり、水循環マスタープランは、流域の抱える水の諸問題（治水・利水・環境）を官学民が一体となった取り組みにより解決し、より健全な水循環像を創出することで「望ましい流域像」を実現していくためのものになり、河川に関連する計画だけではなく、環境基本計画や都市計画マスタープランなど、流域の水に関連する諸計画を総合的に取りまとめる計画として図 1-13 のように位置づけられます。

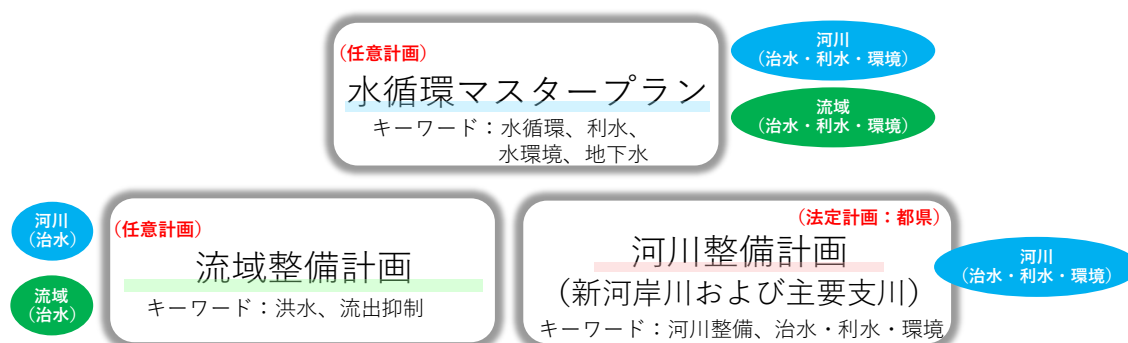


図 1-12 新河岸川流域水循環マスタープランの位置付け



図 1-13 新河岸川流域水循環マスタープランに関する関連計画

表 1-5 新河岸川流域で策定されている河川整備計画一覧

No.	名称	策定年月	対象河川	策定機関
1	荒川水系 新河岸川ブロック河川整備計画 (県管理区間)	H18.2	新河岸川、白子川、越戸川、谷中川、黒目川、柳瀬川、東川、九十川、不老川、びん沼川、新河岸川放水路	埼玉県
2	荒川水系 柳瀬川流域河川整備計画 (東京都管理区間)	H18.3	柳瀬川、空堀川、奈良橋川	東京都
3	荒川水系 黒目川流域河川整備計画 (東京都管理区間)	H18.3	黒目川、落合川	東京都
4	荒川水系 新河岸川及び白子川河川整備計画 (東京都管理区間)	H30.4	新河岸川、白子川	東京都